

<一般委託>

園児・児童・生徒定期健康診断(尿検査)業務委託(一般委託)仕様書

園児・児童・生徒定期健康診断(尿検査)業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	市立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、ろう学校、養護学校の園児、児童及び生徒の尿検査(蛋白・潜血・糖)を実施し、健康管理を強化し、疾病の早期発見を目的とする。
2	履行期間	契約日から令和7年(2025年)3月31日
3	施行場所	市立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、ろう学校、養護学校等
4	業務内容	別紙特記事項仕様書のとおり
5	特記事項	○過去3年間に本市との契約案件において個人情報漏洩等の事故を起こしていない事業者に限る。 ○個人情報に関しては、個人情報の保護に関する法律の規定を遵守すること。
6	関係法規	個人情報保護に関する法律 等
7	資格要件	
8	契約方法	単価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	(年1回の支払)本件は実際取引数量をもって受託者の請求により精算する。ただし、消費税として精算額に、税率相当額を加算(円未満の端数切捨て)するものとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	学校教育部保健体育課 川崎 046-822-8486

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

内訳書

(税抜き)

No.	単価契約分	品質・形状・寸法 又は型式	単位	予定 数量	上限単価 (円)	契約単価(円)
1	園児・児童・生徒定期健康診断(尿検査)	別紙特記事項仕様の とおり	人	25,369	280	

- 1 契約単価は、上限単価を超えることができない。
- 2 契約単価欄は、契約者が記入する。
- 3 予定数量に契約単価を乗じた金額の合計を入札金額とする。

園児・児童・生徒定期健康診断（尿検査）業務委託 特記事項仕様書

目 的

市立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、ろう学校、養護学校の園児、児童及び生徒の尿検査（蛋白・潜血・糖）を実施し、健康管理を強化し、疾病の早期発見を目的とする。

1 検査料

単価契約により定める。

なお、単価は1人当たりの金額とし、複数回検査を行ったものについても1人分の請求とする。

2 対 象

市立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、ろう学校、養護学校に在籍する園児、児童及び生徒

予定数	幼稚園	1園	5人
	小学校	46校	15,653人
	中学校	23校	8,506人
	高等学校	1校	1,149人（全日制954人、定時制195人）
	ろう学校	1校	20人
	養護学校	1校	36人
<hr/>			
合 計	73校（園）		25,369人

3 履行期間

契約日から令和7年（2025年）3月31日とする。

4 検体回収日時等の調整

受託者は1回目、2回目、3回目の検査器材配布、検体回収及び検査結果報告書提出日時案を作成し、保健体育課を通じて日程案を学校等に送付する。検査結果報告書の提出は、検査後10日以内とする。日程案に不都合があれば学校等と受託者で調整を行う。検体回収日時が確定したら、受託者は保健体育課を通じて日程表を学校等に送付する。

（留意事項）

- ・検体回収を行う学校等は別紙1のとおり。
- ・各校検体回収日を3回設け、1回目の回収日に1次検査、2回目、3回目の回収日に1次検査及び2次検査を行う。
- ・各校検体回収日は、3週間以上間隔を設ける。
- ・検体回収は、10時30分以降に行う。
- ・1回目の検体回収について、児童生徒数が500人以上の学校は11時以降に行う。
- ・相談教室及び相談教室が設置された学校での検体回収は11時30分以降に行う。
- ・検体回収日について、月曜日及び祝祭日等明けの日はできる限り避けること。
ただし、ろう学校については、月曜日または水曜日を回収日とする。
※実際の回収時間（何時から何時までの間に回収を行うか）については、別途協議する。

5 検査対象者名簿

- ・検査対象者名簿は、紙媒体又は電子媒体とする。
- ・受託者は、検査対象者の名簿様式及び電子媒体用データまたはCD-Rを、保健体育課を通じて学校等に送付する。CD-Rを使用する際は、パスワードを用意し、送付時に各学校へ通知する。
- ・紙媒体の様式には検体提出の有無を記載する欄を設ける等、検体提出者の確認ができるようにする。様式1
- ・保健体育課は、別途定める期日までに学校から検査対象者名簿を回収し、取りまとめて受託者へ提供する。
- ・受託者は、提供された検査対象者名簿をもとに、個人用ラベルシール等を作成する。

6 検査器材

- ・1次用検査容器の配付数は、別紙1の合計数とする。
- ・2次検査検体提出時に、検体提出者が下記の項目に該当していることが容器または個人用配付袋で判別できるようにすること。また、プライバシーに配慮すること。

(項目)

- ①腎臓疾患により、すでに通院中であること。
- ②生理中であること。

7 検査方法 (別紙2参照)

(1) 蛋白・潜血

(1次検査)

試験紙法で検査を行い、蛋白陽性者に対してはスルホサリチル酸法で確認検査を行う。

(2次検査)

第1次検査陽性者に対し、2回目以降の回収日に行う。

試験紙法による検査を行う。

その結果、陽性者には沈渣顕微鏡検査を行う。

(2) 糖

(1次検査)

試験紙法(蛋白・潜血検査併用)による検査を行い、陽性者には同時に糖専用確認試験紙による再確認検査を行う。

8 検査器材の配付

(1) 1回目検査器材の配付

(器材)

- ・1次用検査容器(試験管タイプ、スピッツタイプ)
- ・個人用配付袋(ビニル袋、遮光性のもの)
- ・個人用ラベルシール
- ・採尿用紙コップ(厚紙、折りたたみ式)
- ・尿検査対象者名簿
- ・回収袋大(学校用)
- ・回収袋小(クラス用)

(留意事項)

- ・事前に保健体育課より提示する数に基づき、上記器材を学校等別に梱包し、検査日の7日前までに各学校等に直接配付する。
- ・検査器材は教頭または養護教諭に直接手渡し、受領印またはサインをもらう。
- ・検査容器と個人用配付袋には対応する番号を付けられるようにする。
- ・使用する1次用検査容器、個人用配付袋、個人用ラベルシールは配布前にサンプルを保健体育課に示し、確認をとること

(2) 2回目検査器材の配付（2次検査、1次未受診者の検査）

1回目検査の結果返却時に下記器材を各学校等に直接配付する。

(器材)

- ・2次用検査容器（1次用検査容器と同じもの）
- ・1次用検査容器
- ・個人用配付袋（ビニル袋、遮光性のもの）
- ・個人用ラベルシール
- ・採尿用紙コップ（厚紙、折りたたみ式）
- ・回収袋

(留意事項)

- ・2次用検査容器は、1次用容器と同じスピッツタイプものを使用すること。
- ・学校や受検者が1次検査と2次検査の違いが分かるように、区別がつくように外袋やシールで配慮すること。区別のつけ方については別途協議を行い、委任者の承認を得ること。
- ・検査器材は教頭または養護教諭に直接手渡し、受領印またはサインをもらう。
- ・検査容器と個人用配付袋には対応する番号を付けられるようにする。

(3) 3回目検査器材の配付（2次検査、1次・2次未受診者の検査）

2回目検査の結果返却時に下記器材を各学校等に直接配付する。

(器材)

- ・1次用検査容器
- ・2次用検査容器（1次用検査容器と同じもの）
- ・個人用配付袋
- ・個人用ラベルシール
- ・採尿用紙コップ（厚紙、折りたたみ式）
- ・回収袋

(留意事項)

- ・2次用検査容器は、1次用容器と同じスピッツタイプものを使用すること。
- ・学校や受検者が1次検査と2次検査の違いが分かるように、区別がつくように外袋やシールで配慮すること。区別のつけ方については別途協議を行い、委任者の承認を得ること。
- ・検査器材は教頭または養護教諭に直接手渡し、受領印またはサインをもらう。
- ・検査容器と個人用配付袋には対応する番号を付けられるようにする。

9 回収日時の確認及び検体・名簿の回収

(1) 1回目検体回収

(確認)

回収日の3～4日前に各学校に電話し（教頭あて）下記について事前確認を行う。

- ・回収日時
- ・学年毎の学級数
- ・対象人数
- ・担当者名

(検体回収)

- ・1次検査検体

(留意事項)

- ・回収日の午前中に各学校等より回収し、検査施設に搬入する。
- ・回収の際は名札を着用し、教頭または養護教諭立会いのもと、検体袋数と名簿数を確認し、その数を記録するとともに受領証を発行する。その際、検体数の確認までは求めない。
- ・検体輸送の際は20度以下の適切な環境で保管する。
- ・検体を検査施設に搬入次第すみやかに、名簿に記載の提出者数と提出検体数が一致することを確認する。

(2) 2回目検体回収

(確認)

第1回目の回収検体の検査結果配達時に、教頭または養護教諭に第2回目の検体回収の日時を確認する。

(検体回収)

- ・2次検査検体
- ・1次検査検体（1回目未提出者）

(留意事項)

- ・回収日の午前中に各学校等より回収し、検査施設に搬入する。
- ・回収の際は名札を着用し、養護教諭立会いのもと、2次検査検体、1次検査検体ごとに検体袋数と名簿数を確認し、その数を記録するとともに受領証を発行する。その際、検体数の確認までは求めない。
- ・2次検査検体輸送の際はアイスボックスにて保冷する。また、1次検査検体も20度以下の適切な環境で保管する。
- ・検体を検査施設に搬入次第すみやかに、名簿に記載の提出者数と提出検体数が一致することを確認する。

(3) 3回目検体回収

(確認)

第2回目の回収検体の検査結果配達時に、教頭または養護教諭に第3回目の検体回収の日時を確認する。

(検体回収)

- ・2次検査検体（2回目に1次検査検体を提出した者のうち、要2次検査となった者）
- ・1次検査検体（1回目及び2回目未提出者）

- ・ 2次検査検体（2回目未提出者）

（留意事項）

- ・ 回収日の午前中に各学校等より回収し、検査施設に搬入する。
- ・ 回収の際は名札を着用し、養護教諭立会いのもと、2次検査検体、1次検査検体ごとに検体袋数と名簿数を確認し、その数を記録するとともに受領証を発行する。その際、検体数の確認までは求めない。
- ・ 2次検査検体輸送の際はアイスボックスにて保冷する。また、1次検査検体も20度以下の適切な環境で保管する。
- ・ 検体を検査施設に搬入次第すみやかに、名簿に記載の提出者数と提出検体数が一致することを確認する。

※3回目の検体回収時に提出された検体の中から要2次検査者が出た場合は、2次検査の回収を行う義務はない。

10 検査

検査は搬入後すみやかに開始し、当日の夕方までに完了することとする。

また、検査は受託者自身の施設で資格を有する熟練の臨床検査技師により行う。

11 結果報告

（1）1回目結果報告

（報告対象）

- ・ 1次検査（**蛋白・潜血・糖**）結果

（1次検査（**蛋白・潜血**）結果・学校あて報告）

各学校の検査結果報告書提出日時案に従い、直接学校等に下記書類を配達する。

- ①尿検査結果報告書（受診者全員の結果を記入） 様式2
- ②一次検尿未提出者名簿 様式10
- ③二次検尿対象者名簿 様式3
- ④一次検尿結果個人票（学校名・児童生徒氏名・検査結果を記入する。個人情報保護の観点から圧着シート型の通知書を使用する。陽性者のみ作成する。） 様式4

（留意事項）

- ・ **尿糖陽性者**については、検査日より3～4日中に『尿糖陽性者名簿』を保健体育課あてに郵送する。 様式9

（2）2回目結果報告

（報告対象）

- ・ 1次検査（**蛋白・潜血・糖**）結果
- ・ 2次検査（**蛋白・潜血**）結果
- ・ 検査終了報告（全て検査が終了した学校分のみ）

（1次検査（**蛋白・潜血**）結果・学校あて報告）

- ・ 各学校等の検査結果報告書提出日時案に従い、直接学校等に下記書類を配達する。
 - ①尿検査結果報告書（受診者全員の結果を記入） 様式2

- ②一次検尿未提出者名簿 様式 10
 - ③二次検尿対象者名簿 様式 3
 - ④一次検尿結果個人票（学校名・児童生徒氏名・検査結果を記入する。個人情報保護の観点から圧着シート型の通知書を使用する。陽性者のみ作成する。） 様式 4
- （2次検査（**蛋白・潜血**）結果・教育委員会あて報告）
- ・各学校等の検査結果報告書提出日時案に従い、保健体育課あて下記により報告する。
 - ①二次検尿成績表（2次検査受診者の結果を記入） 様式 6
 - ②二次検尿結果個人票【陽性者用】（学校名・児童生徒氏名・検査結果・所見を記入する。個人情報保護の観点から圧着シート型の通知書を使用する。） 様式 7
 - ③二次検尿結果個人票【陰性者用】
 - ④二次検尿未提出者名簿 様式 11
- （検査終了報告・教育委員会あて報告）
- ①尿検査結果集計表（全て検査が終了した場合に報告する） 様式 5
 - ②学校医あて封筒（全て検査が終了した学校分、尿検査結果集計表・二次検尿成績表を封入）
- （留意事項）
- ・1次検査による**尿糖陽性者**については、検査日より3～4日中に『尿糖陽性者名簿』を保健体育課あてに郵送する。 様式 9

（3）3回目結果報告

（報告対象）

- ・1次検査（**蛋白・潜血・糖**）結果
- ・2次検査（**蛋白・潜血**）結果
- ・検査終了報告（全検査が終了した学校分のみ）

（1次検査（**蛋白・潜血**）結果・学校あて報告）

- ・各学校等の検査結果報告書提出日時案に従い、直接学校等に下記書類を配達する。
 - ①尿検査結果報告書（受診者全員の結果を記入） 様式 2
 - ②一次検尿未提出者名簿 様式 10
 - ③一次検尿結果個人票（学校名・児童生徒氏名・検査結果を記入する。個人情報保護の観点から圧着シート型の通知書を使用する。陽性者のみ作成する。） 様式 4

（2次検査（**蛋白・潜血**）結果・教育委員会あて報告）

- ・各学校等の検査結果報告書提出日時案に従い、保健体育課あて下記により報告する。
 - ①尿検査結果集計表 様式 5
 - ②二次検尿成績表（2次検査受診者の結果を記入） 様式 6
 - ③二次検尿結果個人票【陽性者用】（学校名・児童生徒氏名・検査結果・所見を記入する。また、個人情報保護の観点から圧着シート型の通知書を使用する。） 様式 7
 - ④二次検尿結果個人票【陰性者用】
 - ⑤二次検尿未提出者名簿 様式 11

（検査終了報告・教育委員会あて報告）

- ・下記書類を校長あて封筒に封入の上、保健体育課に提出する。
 - ①尿検査結果集計表 様式 5
 - ②学校医あて封筒（尿検査結果集計表・二次検尿成績表を封入）

(留意事項)

- ・ 1次検査による尿糖陽性者については、検査日より3～4日中に『尿糖陽性者名簿』を保健体育課あてに郵送する。 様式9

※検査終了後は、『尿検査結果一覧表』により全校の検査結果を6月30日までに保健体育課に報告する。(電子データ及び紙で提出) 様式8

※各様式については、別途、保健体育課より提示する。

12 精度管理

受託者は正確な検査を行うため、検査施設及び検査機器の点検整備を定期的に行う。

また、検査技師に対し研修等を実施し、検査技術の向上に努める。

なお、必要に応じて保健体育課職員が、検査施設へ立ち入り検査を行うことができる。

13 検査結果の事後対応、保管および破棄

検査結果は検査後5年間保管し、必要に応じて取り出せるように整理しておく。

また、検査に関する問い合わせ等には責任を持って対応する。

検査結果に係る情報は保管期間経過後、直ちに破棄する。

14 その他

上記に記載のない事項については、受託者との協議により決定する。

問合せ先

学校教育部保健体育課

TEL 046(822)8486(直通)

●教育委員会事務局

課名	所在地	電話番号	FAX番号	児童生徒数	予備数	合計数
保健体育課	小川町11番地	822-8486	822-6849	-	50	50

●幼稚園(1園)

学校名	所在地	電話番号	FAX番号	児童生徒数	予備数	合計数
大楠	芦名1-29-1	857-3601	857-3662	5	1	10

●小学校(46校)

学校名	所在地	電話番号	FAX番号	児童生徒数	予備数	合計数
追浜	鷹取2-16-1	865-2231	865-2646	96	10	110
夏島	浦郷町4-35	865-3616	865-3352	476	48	530
浦郷	追浜東町2-14	865-3921	865-3155	687	69	760
鷹取	湘南鷹取4-7-1	866-1700	866-1725	278	28	310
船越	船越町5-34	861-1253	861-1553	321	33	360
田浦	坂本町3-55	861-1251	861-2714	117	12	130
長浦	安針台3-1	823-2324	823-2516	137	14	160
逸見	西逸見町1-14	822-0201	822-0185	68	7	80
沢山	東逸見町3-35	822-0057	823-9849	85	9	100
桜	坂本町1-19	822-3707	823-9725	265	27	300
汐入	汐入町2-53	822-0166	822-0129	90	9	100
諏訪	小川町18	822-0058	823-8906	402	41	450
田戸	米が浜通2-12	822-0212	823-8840	383	39	430
山崎	三春町6-4	822-0059	823-8195	376	38	420
豊島	上町3-21	822-0105	823-8024	274	28	310
鶴久保	不入斗町1-1	824-0974	824-9057	462	47	510
公郷	公郷町4-5	851-0029	851-0056	698	70	770
池上	池上3-5-1	851-0447	851-0543	497	50	550
城北	平作1-6-1	851-2210	851-2217	431	44	480
衣笠	小矢部2-16-1	851-0334	851-0335	384	39	430
大矢部	大矢部3-26-1	834-7200	834-7330	324	33	360
森崎	森崎3-13-1	836-0233	836-0058	649	65	720
大津	大津町3-24-1	836-3537	836-3878	328	33	370
根岸	大津町5-5-1	827-0208	821-4316	523	53	580
走水	走水2-2-2	841-0203	841-0206	30	3	40
馬堀	馬堀町4-10-1	841-0234	841-0244	253	26	280
望洋	桜が丘1-50-1	835-7766	835-7764	231	24	260
大塚台	池田町3-1-1	830-5660	830-5661	366	37	410
浦賀	浦賀3-8-1	841-0028	841-0027	401	41	450
小原台	小原台3-1	841-4666	841-4668	323	33	360
鴨居	鴨居3-1-6	841-0140	841-0145	274	28	310
高坂	西浦賀3-1-1	841-4201	841-4203	295	30	330
岩戸	岩戸5-20-1	848-3460	848-4412	318	32	350
久里浜	久里浜6-6-1	835-0424	835-0443	608	61	670
明浜	久里浜6-7-1	835-0323	835-0056	580	58	640
神明	神明町407	834-4315	834-4468	535	54	590
粟田	ハイランド2-41-1	848-6465	848-6845	288	29	320
野比	野比1-25-1	849-7566	849-7814	471	48	520
野比東	野比4-6-1	847-1031	847-1522	326	33	360
北下浦	長沢1-29-1	848-0037	848-0386	214	22	240
津久井	津久井5-2-1	848-5210	848-5230	334	34	370
長井	長井5-9-1	856-1299	856-1413	267	27	300
富士見	武3-19-1	856-4757	856-4851	229	23	260
武山	太田和3-1-1	856-3126	856-3543	377	38	420
荻野	荻野8-1	857-0018	857-0028	151	16	170
大楠	芦名1-29-18	856-0154	856-0245	431	44	480

●中学校(23校)

学校名	所在地	電話番号	FAX番号	児童生徒数	予備数	合計数A	うち中学2年生生徒	中2予備数	中2合計数B	中2以外(A-B)
追浜	夏島町12	865-6141	865-6212	586	59	650	204	21	230	420
鷹取	湘南鷹取2-30-1	866-3800	866-3906	159	16	180	57	6	70	110
田浦	船越町7-66	861-6115	861-6399	364	37	410	131	14	150	260
坂本	坂本町1-19	822-2385	823-0753	282	29	320	91	10	110	210
不入斗	坂本町1-19	823-0566	823-2648	397	40	440	126	13	140	300
常葉	小川町18	825-7410	821-4505	392	40	440	127	13	140	300
公郷	公郷町5-81	852-5766	852-5828	363	37	400	128	13	150	250
池上	池上3-5-1	851-1255	851-1267	306	31	340	108	11	120	220
衣笠	平作2-31-1	853-5993	853-6011	437	44	490	146	15	170	320
大矢部	森崎5-14-2	834-1326	834-1391	446	45	500	146	15	170	330
大津	大津町5-2-1	823-1032	824-9429	693	70	770	238	24	270	500
馬堀	馬堀町4-10-2	841-4007	841-4006	236	24	260	89	9	100	160
浦賀	浦賀3-26-1	841-0454	841-0966	580	58	640	186	19	210	430
鴨居	鴨居3-2-2	841-0442	841-0556	410	41	460	127	13	140	320
岩戸	岩戸5-6-3	848-3054	848-3174	150	15	170	54	6	60	110
久里浜	久里浜2-11-1	835-0402	835-0441	627	63	690	230	23	260	430
神明	神明町903	834-4077	834-4480	423	43	470	147	15	170	300
野比	野比4-4-1	849-3318	849-3791	372	38	410	126	13	140	270
北下浦	長沢1-30-17	848-0104	848-0146	187	19	210	63	7	70	140
長沢	長沢5-1-1	849-5431	849-5798	299	30	330	104	11	120	210
長井	長井5-12-1	856-2022	856-2132	147	15	170	48	5	60	110
武山	武3-31-1	856-1287	856-1255	378	38	420	121	13	140	280
大楠	芦名1-2-1	856-2028	856-2309	272	28	300	94	10	110	190
計				8,506	860	9,470	2,891	299	3,300	6,170

●高等学校・全日制(1校)

学校名	所在地	電話番号	FAX番号	児童生徒数	予備数	合計数
横須賀総合	久里浜6-1-1	833-4111	833-4555	954	191	1,150

●高等学校・定時制(1校)

学校名	所在地	電話番号	FAX番号	児童生徒数	予備数	合計数
横須賀総合	久里浜6-1-1	833-4111	833-4555	195	39	240

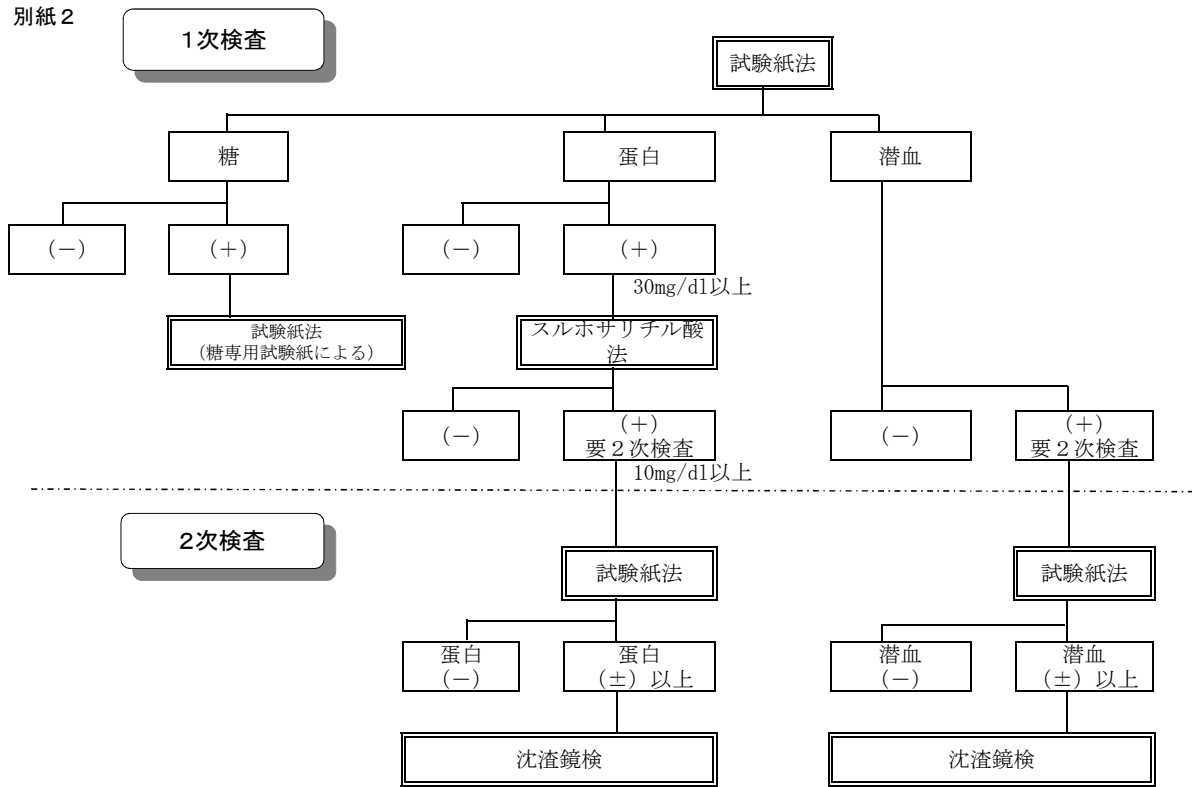
●特別支援学校(2校)

学校名	所在地	電話番号	FAX番号	児童生徒数	予備数	合計数	うち中学2年生生徒	中2予備数	中2合計数B	中2以外
ろう	森崎5-13-1	834-1172	834-0096	20	5	25			5	30
養護	岩戸5-6-4	849-6465	849-6559	36	10	46			10	36

●相談教室(5校)

学校名	所在地	電話番号	FAX番号	児童生徒数	予備数	合計数
汐入相談教室	汐入町2-53(汐入小学校内)	822-1915	822-0129(汐入小学校)	-	10	10
公郷相談教室	公郷町5-81(公郷中学校内)	852-3144	852-5828(公郷中学校)	-	10	10
久里浜相談教室	久里浜2-11-1(久里浜中学校内)	835-2878	835-0441(久里浜中学校)	-	10	10
ゆうゆう坂本相談教室	坂本町2-39	821-0166	821-0166	-	20	20
武山相談教室	武3-31-1(武山中学校内)	857-2141	857-2141	-	10	10

※ 児童生徒数が500人以上の学校



2次検査判定基準	
要精密検査	(1) 蛋白沈渣高度異常の者 赤血球 20/HPF以上 白血球 10/HPF以上 ガラス円柱 10/WF以上 顆粒円柱 5/WF以上 赤血球円柱 1/WF以上 血液円柱 1/WF以上 } のいずれかがある者
異常なし	(2) 潜血(++)以上の者 (1) 蛋白沈渣は異常のない者、あるいは軽度以上のもの (2) 潜血が(-)または(±)または(+)で、沈渣は異常のない者、あるいは軽度以上のもの

尿検査対象者名簿

様式1

学校名 _____

学年 _____ 組 _____

番号	氏名	検体提出の有無	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			

様式2

年度

尿 検 査 結 果 報 告 書

(クラス単位・男女混合集計用)

学校名 横須賀市立 学校

第 学 年 組

(受託者名) ○○○○○○

第 学年 組

番 号	検 査 月 日	年 月 日					登校後 採取	備考
	氏 名	尿 検 査 (蛋白、潜血、 糖)		陽性者内訳				
		陰性	陽性	蛋白	潜血	糖		
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								

※検査項目の重複陽性者は1と数える。
該当項目は○印であらわす。

番 号	検 査 月 日	年 月 日					登校後 採取	備考
	氏 名	尿 検 査 (蛋白、潜血、 糖)		陽性者内訳				
		陰性	陽性	蛋白	潜血	糖		
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								
41								
42								
43								
44								
45								
46								
47								
48								
49								
50								
検 査 人 数								
陰 性 者 数								
陽 性 者 数				※				

二次検尿対象者名簿 様式3

学校名 小学校 御中

一次検査年月日 年 月 日

NO	学 年	組	氏 名	一次検査結果	提出の有無	通院中	生理中	登校後採取	備 考
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									

※検体の提出の有無を必ず○×で記入してください。

受託者名称・印

一次検尿結果個人票

学 校 名		
学年・学級		年 組
氏 名		様
検査年月日		年 月 日
検尿結果	蛋 白	陽性
	潜 血	陽性
	糖	陰性
<p>蛋白、潜血とも陽性でした。 この結果だけで病気とはいえませんが、もう一度早朝尿で、詳しく検査しますので二次検査を受けてください。 ※陰性とは異常のないことです。</p>		
(受託者の名称・所在・電話番号・押印)		

一次検尿結果個人票 様式4

学 校 名		
学年・学級		年 組
氏 名		様
検査年月日		年 月 日
検尿結果	蛋 白	陽性
	潜 血	陰性
	糖	陰性
<p>蛋白が陽性でした。 この結果だけで病気とはいえませんが、もう一度早朝尿で、詳しく検査しますので二次検査を受けてください。 ※陰性とは異常のないことです。</p>		
(受託者の名称・所在・電話番号・押印)		

一次検尿結果個人票

学 校 名		
学年・学級		年 組
氏 名		様
検査年月日		年 月 日
検尿結果	蛋 白	陰性
	潜 血	陽性
	糖	陰性
<p>潜血が陽性でした。 この結果だけで病気とはいえませんが、もう一度早朝尿で、詳しく検査しますので二次検査を受けてください。 ※陰性とは異常のないことです。</p>		
(受託者の名称・所在・電話番号・押印)		

尿検査結果集計表

様式5

横須賀市立〇〇〇学校 御中

報告年月日 年 月 日

検査機関 〇〇〇〇〇

検査年月日 年 月 日～

[一次検尿]

年 月 日

区 分	合 計	学 年									
		1	2	3	4	5	6	特別支援	不明		
受検児童生徒数											
区 分	合 計	陽性率		陽 性 者 内 訳			糖				
		$\frac{\text{二次陽性者数}}{\text{一次受検者数}} \times 100$		蛋白・潜血	蛋 白	潜 血					
陽性者数											

検査年月日 年 月 日～

[二次検尿]

年 月 日

区 分	合 計	二次検尿受検率		要受診	異常なし	
		$\frac{\text{二次受診者数}}{\text{一次陽性者数}} \times 100$				
受検児童生徒数						

二 次 検 尿 成 績 表

様式6

横須賀市立〇〇〇学校 御中

(検査人員 名) 検査年月日 年 月 日

一次 結果	学年	組	氏 名	性 別	試験紙法		沈 渣										所 見	
					蛋白	潜血	扁平 上皮	移行 上皮	尿細管	赤血球	白血球	円柱			その他			
												顆粒	硝子	その他				
蛋白																		
潜血																		
潜血・ 蛋白																		

(注) 沈渣成績の各・数・全はそれぞれ視野を示す

受託者の名称、印

様式7

二次検尿結果個人票

学 校 名		
学年・学級	学年	組
氏 名	様	
検査年月日	年	月 日
検 査 成 績		
蛋 白	(-)	
潜 血	(-)	
沈 渣 鏡 検	上 皮	扁 平 1/数
		移 行 1/数
	尿 細 管	1/数
	赤 血 球	1/数
	白 血 球	1/数
	円 柱	顆 粒
		硝 子
その他		
鏡検倍率 (10×40)	その他	

【所見】

今回の尿検査の結果、蛋白・潜血の結果が陽性でした。

蛋白・潜血の陽性者は必ずしも病気という訳ではありませんが、中には腎臓病の場合もありますので、早めに医療機関で精密検査を受けるようにしてください。その際には、この結果個人票を医師に見せてください。

受託者の名称・所在・電話番号・押印

尿 検 査 結 果 一 覧 表

様式8

横須賀市教育委員会 御中

学 校 名	一 次 検 査								二 次 検 査				
	受験者数	陽 性 者 内 訳					糖 陽性者	糖 陽性率 (注1)	受 検 者		要 受 診		異常なし
		蛋白 潜血	蛋白	潜血	計	蛋・潜 陽性率 (注1)			実数	二次検 査受検 率 (注2)	実数	要精検率 (注3)	
幼稚園	計												
小学校	計												
中学校	計												
高等学校	計												
高等学校定時制	計												
ろう学校	計												
養護学校	計												
総 合 計													

(注1) $(\text{一次陽性者数} / \text{一次受検者数}) \times 100$

(注2) $(\text{二次受検者数} / \text{一次陽性者数}) \times 100$

(注3) $\text{二次陽性者数} / (\text{一次受検者数} \times \text{二次受検率}) \times 100$

受託者名称・印

通知番号

尿 糖 陽 性 者 名 簿

横須賀市教育委員会 御中

報告年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

検査年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

番号	学 校 名	学年・組	氏 名	性別	一次結果	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

※通知番号欄は、この通知が何回目のものか記入してください。

受託者名称・印

一 次 検 尿 未 提 出 者 名 簿 様式10

学校名 学校 御中

一次 検査年月日 年 月 日

NO	学 年	組	氏 名	提出の有無	登校後採取	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						

※検体の提出の有無を必ず○×で記入してください。

受託者名称・印

二次検尿未提出者名簿 様式11

学校名 学校 御中

二次 検査年月日 年 月 日

NO	学 年	組	氏 名	一次検査結果	提出の有無	通院中	生理中	登校後採取	備 考
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									

※検体の提出の有無を必ず○×で記入してください。

受託者名称・印

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な取得等)

第2条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、この契約による業務の目的を正確に把握し、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(適正な管理)

第3条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故の防止その他の個人情報の安全かつ適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管に当たっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

4 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示または承諾があるときを除き、個人情報を乙の事業所内から持ち出してはならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第4条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第5章（行政機関等の義務等）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報に関する秘密の保持)

第5条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複製し、又は複写してはならない。

(資料等の返還、引き渡し若しくは消去)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(外部サービスの利用)

第9条 乙は、外部サービス（クラウドサービス、ウェブ会議サービス、ソーシャルネットワークワーキングサービス、ホスティングサービス等をいい、法令により設置されたもの又は行政機関等により設置される公共的な基盤等を除く。以下同じ。）であつて、当該外部サービス提供者が提示する約款等に乙が同意することで利用可能となり、契約等により乙から個別の措置を求めることができないもの（以下「約款等による外部サービス」という。）を利用しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- (1) 外部サービスの名称
- (2) 外部サービスの提供者
- (3) 外部サービスを用いて行う業務の内容
- (4) 外部サービスで保管又は取り扱う個人情報
- (5) 外部サービスの利用の期間
- (6) 外部サービスの利用が必要な理由
- (7) 外部サービスにおける安全管理措置の内容

2 乙は、当該約款等による外部サービスの利用に関し、甲から指示のある場合、甲の指示に従い、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止等)

第10条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方
- (2) 再委託を行う業務の内容
- (3) 再委託で取り扱う個人情報
- (4) 再委託の期間
- (5) 再委託が必要な理由
- (6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者
- (7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の

求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

6 乙は、再委託契約を行う場合には、この契約により第1条から前条までに規定する個人情報の取扱いに関する義務を再受託者にも遵守させなければならない。

(個人情報の取扱状況の報告等)

第11条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙（再受託者を含む。）に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の報告若しくは資料の提出を求め、又は乙（再受託者を含む。）の事務所に立ち入ることができる。

2 乙（再受託者を含む。）は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第12条 乙（再受託者を含む。）は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙（再受託者を含む。）は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙（再受託者を含む。）が本特記事項に定める事項に違反した場合若しくは義務を怠った場合には、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第14条 乙（再受託者を含む。）は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲の求めに応じてその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第15条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。